

### 第 3 2 号議案

東京都台東区身体障害者生活ホーム条例の一部を改正する  
条例

上記の議案を提出する。

平成 2 5 年 2 月 4 日

提出者 東京都台東区長 吉 住 弘

( 提案理由 )

この案は、障害者自立支援法（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）の改正に伴い、引用条文の整理を行うため提出します。

東京都台東区身体障害者生活ホーム条例の一部を改正する  
条例

第 1 条 東京都台東区身体障害者生活ホーム条例（平成 6 年 3 月  
台東区条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社  
会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第 2 条 東京都台東区身体障害者生活ホーム条例の一部を次のよ  
うに改正する。

第 1 条中「第 5 条第 2 7 項」を「第 5 条第 2 6 項」に改める。

付 則

この条例は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2  
条の規定は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。